

資料②

石垣市立保育所施設利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石垣市立幼稚園及び保育所の今後のあり方で決定した方針に基づき廃止する石垣市立登野城保育所、石垣市立新川保育所及び石垣市立石垣保育所について、廃止後の施設を放課後の子どもの居場所や放課後児童クラブ等で利活用することに関して、庁内で協議・検討するため、石垣市立保育所施設利活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、石垣市立保育所施設の利活用に関する必要な事項について、協議・検討する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、こども未来局長を、副委員長は、子育て支援課長をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、施設利活用の計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員が欠席の場合、当該委員の代理の出席を可とする。

(職員の協力)

第7条 委員長は、委員会の会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合は、委員会の会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来局子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に

資料②

諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、施設利活用の計画策定の日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

こども未来局長	委員長
こども未来局子育て支援課長	副委員長
こども未来局こども家庭課長	委員
総務部財政課長	委員
総務部契約管財課長	委員
企画部企画政策課長	委員
教育部学校教育課長	委員
教育部いきいき学び課長	委員